

特区第2次提案における文部科学省関係の特区構想について

文部科学省に係る特区構想総数

181構想（政府全体では651構想）

地方公共団体 105構想、民間団体等 76構想

提案内容について、おおむね実現可能と考えられる構想 62構想

（実現の方法としては、今回の提案を受けて特区における特例措置を講ずるほか、全国的な規制緩和による対応や、1次提案による特例措置及び現行制度等の活用がある）

提案内容の一部について実現可能と考えられる構想 93構想

提案内容が、特区制度の対象とはならないもの等からなる構想 19構想

他省庁と協議中又は文部科学省において検討中の構想 7構想

特区における特例措置を新たに講ずる主なもの

学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。（情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。）【法律】

学校設置主体の拡大の対象として株式会社を含む構想 34

なお、NPO等については、学校法人の設立要件の緩和に関し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。

学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置（校地・校舎の自己所有要件を要しない）の対象を拡大（「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる）する。【告示等】

不登校状態にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力化を行う。【省令】

全国的な措置を講ずることで対応する主なもの

高等学校設置基準の弾力化を行う。【省令】

幼稚園における学童保育を全国レベルで推進する。【通達】

(参考) 特区の第1次提案による特例措置一覧

1	特定の種類の学校(専門職大学院、不登校児童生徒対象学校)を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
2	研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特別区域研究開発学校制度」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化
3	不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置による、教育課程の弾力化
4	他の高等学校や中等教育学校の後期過程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限の緩和
5	引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として、IT等を活用した学習活動の可能化
6	幼稚園入園年齢制限の「満三歳に達する年度」への緩和
7	幼稚園と保育所を一体的に運用する場合において、幼稚園児と保育所児等と一緒に教育・保育活動を行う(幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする)
8	教育職員検定の合格決定手続きにおいて、都道府県教育委員会が機動的に学識経験者の意見聴取を行うことにより、免許状授与までに要する期間を短縮
9	市町村の提案があった場合における都道府県教育委員会の教員免許状の授与手続きの運用による簡素化
10	市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用の制度化
11	校地面積基準を校舎面積と連動しない形で定める等全国規模の基準の緩和を超えた大学設置の際の校地面積基準の緩和
12	大学院の校地・校舎面積に関する基準の緩和
13	国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)
14	国立大学等の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必用な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)
15	国立大学等の試験研究施設、敷地の民間企業による廉価使用の際の各省各庁の長の認定に係る手続の緩和